

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について(概要)

(平成29年12月12日付け子発1212第1号・社援発1212第2号・老発1212第1号、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

資料 1

はじめに(P1～7)

○地域共生社会の実現が必要

- ・福祉の領域だけでなく、人・分野・世代を超えて、「人」「モノ」「お金」「思い」が循環し、相互に支える・支えられる関係が不可欠。
- ・地域共生社会の考え方や地域福祉推進の目的は相通ずるものであり、地域福祉の推進が求められている。
- ・社会福祉法改正後も平成14年の社会保障審議会福祉部会のとおりまじめに掲げられた考え方の重要性・必要性に変わりはない。
- ・他方、地域力強化検討会 最終とりまとめで示された5つの視点(①共生文化、②参加・協働、③予防的福祉の推進、④包括的支援体制、⑤多様な場の創造)を重視しながら取組を推進していく必要。
- ・地域福祉計画の策定プロセスなども活用した、関係者の総意と創意工夫による市町村における包括的な支援体制の具体化・展開を期待。

第一 社会福祉法改正の趣旨について(P8～12)

(1)法第4条第1項関係(地域社会の一員として様々な活動に参加する機会が「与えられる」→「確保される」)	(5)法第106条の2関係(相談支援を担う機関は自らでは解決が難しい地域生活課題を把握した場合、他機関へとつなぐ)
(2)法第4条第2項関係(地域福祉の推進の理念の明確化(地域住民等は本人及びその世帯に着目し、幅広く生活を捉え、包括的に地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携して解決を図るよう特に留意する))	(6)法第106条の3第1項関係(市町村における包括的な支援体制の整備の推進(市町村の努力義務))
(3)法第5条関係(福祉サービスに当たらない地域福祉の取組との連携)	(7)法第107条、第108条関係(市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の充実(努力義務化、記載事項の追加等))
(4)法第6条第2項関係(地域福祉推進の国・自治体の公的責任の明確化)	

第二 市町村における包括的な支援体制の整備について(P13～28)

1 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができ環境の整備に関する事項	(1)実施内容 (2)留意点
2 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に関する事項	(1)実施内容 (2)留意点
3 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項	(1)実施内容 (2)留意点
4 市町村における包括的な支援体制の構築に対する都道府県の支援について	66

社会福祉法第百六条の三第二項に基
づく指針(大臣告示)の補足説明

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン(P29～52)

1 市町村地域福祉計画	(1)市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項 (2)計画策定の体制と過程
2 都道府県地域福祉支援計画	(1)支援計画に盛り込むべき事項 (2)支援計画の基本姿勢 (3)支援計画策定の体制と過程

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン(P29～52)

1 市町村地域福祉計画＜P29～42＞

(1) 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 <P29～33>

ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項
イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
オ 共生型サービス等の各分野横断的な福祉サービス等の展開
カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
ケ 市民・後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項(法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)

⑥ その他 ※下線部分は、今般の法改正により追加された記載事項

(2) 計画策定の体制と過程(主な項目)

・計画策定体制、策定方針の決定、策定の手順、各関係機関の役割、計画期間、評価及び公表等、計画の見直し など

<計画策定の体制と過程に関する追加内容等>

- ・福祉分野の「上位計画」として、各種計画との調和を図るとともに、推進していくために総合計画に地域福祉計画の内容を盛り込むことも一つの方策として考えられること
- ・他の計画との調和を図る具体的方法の例(見直しの時期を揃える、一体的に策定する等)

2 都道府県地域福祉支援計画＜P43～52＞

(1) 都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項

① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 <P43～47>

コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことのできる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
ソ 地域づくりに関連する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を含む有効に活用した連携体制
タ 全庁的な体制整備

② 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

③ 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

④ 福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

⑤ 市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項

⑥ その他 ※下線部分は、今般の法改正により追加された記載事項

(2) 支援計画の基本姿勢

(3) 支援計画策定の体制と過程

・計画策定体制、策定方針の決定、策定の手順、各関係機関の役割、計画期間、評価及び公表等、計画の見直し など

- ・福祉以外の分野(成年後見制度、住宅、自殺対策、災害対策等)の計画の内容のうち、地域福祉として一体的に展開することが望ましいものについて位置付けるなどの地域福祉計画の積極的活用
- ・計画策定委員会の議論の活性化等に向けた配慮(必要に応じ分科会、WGを設置)

地域包括ケアシステム構築支援事業



2018年 取組方針

県内各市町村が特に強化 したい4分野への支援

これまでの取組成果の 普及展開

生活支援体制整備の加速！

- 各市町村における生活支援体制整備の協議体設置・コーディネーター配置を促進する。
(H29：7市町 ⇒ H30：全市町村)
- アドバイザーを派遣し、市町村の個別課題に応じた支援を行う。



効果的な介護予防の推進！

- 専門職を派遣することにより、市町村の「自立支援型」地域ケア会議の立上げを支援する。
(H29：3市町 ⇒ H30：6市町村)
- 市町村への情報提供により、住民主体の通いの場などの介護予防活動を普及展開する。

2020年 地域包括ケア システムの構築

医療・介護等の多職種連携の強化！

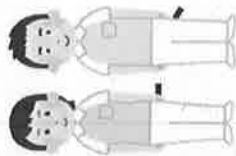
- 地域包括支援センター間の情報交換の場をつくる。
(徳島県地域包括ケアシステム学会と連携)
- 連携のキーパーソンとなる人材の資質向上や多種連携強化に向けた研修を実施する。
- 認知症の早期発見・早期治療を進めるため、認知症疾患医療センター事業を実施する。



地域包括ケアシステム構築モデルの普及！

- 新たなモデル地域を1地区選定し、個別支援を実施する。
(H29：5地区 ⇒ H30：6地区)
- これまでの各モデル地区の取組み成果をまとめ、全市町村への普及を行う。

「介護助手」の導入イメージ



これまで、現役介護職員が担ってきた「業務を切り分け」



介護周辺業務

⇒「介護助手」が担当

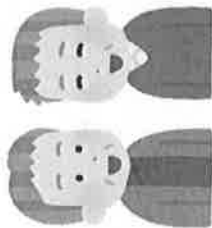
介護助手の仕事しながら、
必要な知識・技術を習得！

専門的な知識を必要とする業務

⇒「現役介護職員」が担当



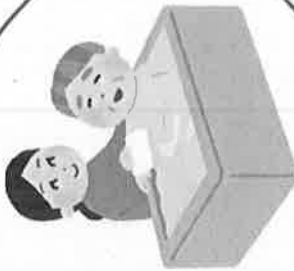
ベッドメイク



利用者の話相手や見守り



食事介助



入浴介助

介護助手が担う介護周辺業務の例

- ①部屋の掃除、②食事の片付け、③ベッドメイク、④シーツ交換、⑤利用者の話相手 等

各協力施設で、
2～4人を受入

介護助手が担う業務範囲については、
事前に施設内で情報共有

元気なシニア

(概ね60歳以上)



介護助手、現役介護職員がそれぞれの役割を認識
(安易な業務拡大を抑制し、離職防止を図る)

徳島県障がい者施策基本計画の概要

資料3

計画期間：平成30(2018)年度～35(2023)年度

位置づけ：障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画を統合、「障がいのある人も暮らしやすい徳島づくり条例」の実施計画

基本理念：「障がいの有無に関わらず、全ての県民が互いに人格や個性を尊重し、活躍できる徳島づくり」

基本理念の実現を目指し4つの「重点項目」を設定、10分野で「施策の方向・具体的取組」を提示

重点項目①

地域社会における
「心のバリアフリー」の促進

差別の解消、虐待の防止及び
権利擁護の推進

- 障がいを理由とした差別に関する相談窓口の利用促進
- 徳島県障がい者差別解消連絡会議による関係機関の連携強化
- 市町村・事業職員に対する障がい者虐待防止研修の実施 など

行政等における配慮の充実

- 県の事務事業の実施における合理的配慮の提供
- 県職員に対する研修及び市町村への指導、情報提供による、県下行政職員全体の「心のバリアフリー」の促進 など

教育の振興

- インクルーシブ教育システムの推進
- 特別支援学校教員の専門性向上
- 地域の学習機会情報の体系化・総合的提供 など

重点項目②

地域で安心して
暮らせる環境づくり

安全・安心な生活環境の整備

- 住宅の確保
- 移動しやすい環境の整備
- アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進
- 障がい者に配慮したまちづくりの総合的推進 など

防災、防犯等の推進

- 避難行動要支援者名簿情報の地域の避難支援関係者との情報共有推進
- 消費者庁消費者行政新未来創造オフィスとの連携 など

保健・医療の推進

- 地域医療体制の充実
- 精神障がい者が地域で生活できる社会資源の整備
- 障がいの原因となる疾病等の予防・治療 など

重点項目③

障がい者の自立と
社会参加の促進

情報アクセシビリティの向上
及び意思疎通支援の充実

- 要約筆記・手話通訳派遣等による情報保障
- ヘルプマーク等の周知啓発 など

雇用・就業、経済的自立の支援

- 障がい者マイスターの認定・広報
- 農福連携マルシェの開催、六次産業化の支援
- 授産製品のブランド力向上
- 障がい者の工賃向上 など

障がい者スポーツ・

文化芸術活動等の振興

- 障がい者が多様な文化芸術活動に参加できる機会の提供
- パラリンピック、デフリンピック出場選手輩出を目指した競技力の向上
- 障がいの有無に関わらず参加できるスポーツ大会の開催 など

重点項目④

障がい福祉サービスの
充実
の支援体制の充実

自立した生活の支援

- 地域移行支援及び在宅サービス等の充実
- ・訪問系・日中活動系サービスの充実
- ・グループホームの充実
- ・地域生活支援拠点等の整備

○相談支援体制の構築

- ・地域生活への移行・地域定着支援
- ・発達障がい者(児)に対する支援

○障がいのある子どもに対する支援の充実

- ・保育、医療、教育、就労支援等関係機関との連携
- ・地域社会への参加及び包摂(インクルージョン)の推進
- ・特別な支援が必要な障がい児に対する支援

○障がい福祉サービスの質の向上

- 身体障がい者補助犬の育成等
- 障がい福祉を支える人材の養成・確保 など

徳島県障がい者施策基本計画の数値目標

平成35年度末(障がい者福祉計画・障がい児福祉計画は平成32年度末)時点の数値目標を設定

重点項目① 地域社会における 「心のバリアフリー」の促進

- e-モニターアンケートによる障害者差別解消法認知度 45.9% → 95%以上
- 虐待防止研修受講者数(累計H23～) 1,148人 → 1,750人
- 県職員ボランティア「心のバリアフリー☆アンバサダー」の登録件数 (新規) → 360人 など 19項目

重点項目② 地域で安心して 暮らせる環境づくり

- 障がい者福祉施設従事者等に対する防犯対策研修受講施設数 (新規) → 30箇所
- 「災害時障がい者支援研修等事業」による出前講座受講者数(累計H26～) 285人 → 585人
- 精神保健・医療に係る保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置 (新規) → 1(県全体) など 17項目

重点項目③ 障がい者の自立と 社会参加の促進

- 「授産製品販売機会拡大事業」における販売会の開催回数(累計H29～) 35回 → 180回
- 障がいのある人となない人がともに参加できるスポーツ大会開催(累計) (新規) → 6回
- 障がい者アーティストの卵発掘展応募点数(累計) 140点 → 440点 など 21項目

重点項目④ 障がい福祉サービス 等の支援体制の充実 (障がい者福祉計画・ 障がい児福祉計画)

- 福祉施設の入所者の地域生活への移行
地域移行者数:平成28年度末施設入所者(1,507人)の9%
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
精神病棟における早期退院率 入院後3か月時点 69%, 6か月時点84%, 1年時点90%
- 地域生活支援拠点等の整備
各圏域(東部、南部、西部)に1つ
- 障がい児支援の提供体制の整備等
主に重症心身障がい児を支援する障がい児通所支援事業所の整備
平成28年度 8市町村 → 平成32年度 24市町村
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場
平成30年度末までに県及び全市町村に設置済 など 64項目

徳島県子ども・子育て支援事業支援計画について

1 計画策定の趣旨

平成24年8月に制定された子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）をはじめとする子ども・子育て関連3法の趣旨を踏まえ、本県における子ども・子育て支援新制度の円滑な施行に適切に対応し、待機児童対策をはじめとする子ども・子育てを取り巻く諸課題に積極的に取り組むことにより、「安心して子どもを生み育てることができる徳島」を実現するため策定

2 計画の性格

- ・ 子ども・子育て支援法第62条第1項の規定に基づくとともに、県内市町村が策定する市町村計画を踏まえて策定した。
- ・ 「第2期徳島はぐくみプラン」の子育て支援施策に係る実施計画として位置付けるとともに、その他の関係計画等との調和・連携を図る。
- ・ 国が平成26年7月に策定した「放課後子ども総合プラン」に基づく県行動計画としても位置付ける。

3 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

※計画期間の中間年にあたる平成29年度において、平成27年度と平成28年度の実績に基づき計画の見直しを実施

4 計画の概要

(1) 基本理念

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する。

(2) 基本目標

- ・ 安心して子どもを生み育てることができる社会の実現
- ・ 全ての子どもの健やかな育ちを確保
- ・ 子どもの発達段階に応じた、質の高い教育・保育及び子育て支援の実施
- ・ 地域の実情や子育て家庭のニーズに沿った子育て支援施策の推進
- ・ 妊娠・出産期からの切れ目のない支援
- ・ 関係機関の連携した取組み

(3) 重点課題

- ・ 待機児童の早期解消
- ・ 過疎地域等における子育て支援サービスの充実
- ・ 保育士等の人材確保と質の向上

(4) 教育・保育の提供体制の確保

各市町村においては、教育・保育の提供体制を確保するため、施設整備等による受入れ定員枠の拡大に取り組む。

特に、保育については、国が定める「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成29年度末までに待機児童を解消すべく、計画的な施設整備に取り組む。

さらに、国が新たに定めた「子育て安心プラン」に基づき、待機児童の解消に取り組む。

ア 教育

(単位：人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要量 ①	7,742	7,680	7,561	7,196	7,199
確保量 ②	11,981	11,620	11,697	10,807	10,351
差引 ②－①	4,239	3,940	4,136	3,611	3,152

イ 保育

(単位：人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要量 ①	16,184	15,984	15,795	16,347	16,227
確保量 ②	16,390	17,160	17,636	18,229	18,330
差引 ②－①	206	1,176	1,841	1,882	2,103

(5) 認定こども園の目標設置数、設置時期

(単位：か所)

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
30	36	40	55	63

(6) 教育・保育等に従事する者の必要見込み人数

(単位：人)

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3,762	3,895	4,007	4,281	4,433

(7) 「放課後子ども総合プラン」への対応

- ・「放課後児童クラブ」の計画的な整備
- ・「放課後子供教室」の全小学校区での実施を支援
- ・両事業の一体的運用、連携強化を推進

※下線 () は、見直しによる修正箇所